

西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 条例制定に至った経緯

「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」（令和3年法律第34号。以下「畜舎建築特例法」という。）の関係省令が改正され、令和5年4月から、「建築基準法」（昭和25年法律第201号）の構造等の基準によらない畜舎等（畜舎及び堆肥舎をいう。以下同じ。）の建築等（新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為をいう。以下同じ。）が可能である畜舎建築特例法の対象に、保管庫等（保管庫、車庫等をいう。）が追加されました。

本市では、「西条市畜舎等の建築等及び利用の特例に関する条例」（令和4年西条市条例第10号）により、特定用途制限地域内の畜舎等の建築等における用途の制限を行っておりますが、今回の省令改正に対応するため、同条例を改正し、特定用途制限地域内の保管庫等に関する建築等における用途の制限について追加しようとするものです。

2 用途の制限の概要

(1) 現在の畜舎等の建築等の制限

特定用途制限地域のうち、田園居住地区内において、床面積の合計が3,000平方メートルを超える畜舎等は建築等してはならない。

(2) 追加しようとする保管庫等に関する建築等の制限

特定用途制限地域のうち、田園居住地区内において、床面積の合計が300平方メートルを超える畜産業用車庫を建築等してはならない。

※ 建築物に附属する畜産業用車庫については、主たる建築物の床面積を超えない場合に限り、300平方メートルから500平方メートルまでのものを建築等することができます。